

香港日本人学校香港校小学部PTA役員会内規

本内規は役員会の円滑な運営のために以下のことを取り決めます。

第1条

本会には次の役員を置きます。

1. 会長 1名（保護者、但し、バス利用者会副会長を原則兼務します）
2. 副会長 2名（保護者、但し、そのうちの1名はバス利用者会会長を原則兼務します）
3. 副会長補佐 1名（保護者）
4. 書記 1名（教頭）
5. 会計 1名（保護者）
6. 会計監査 1名（事務長）
7. 選出チーム 2名（保護者）
8. イベントチーム 2名（保護者）

第2条

役員の主な任務を次のとおりとします。

1. 会長は本会を代表し会務を包括し、必要に応じ役員会を招集します。
2. 副会長、副会長補佐は会長を補佐し、広報に関する活動、会長と他の役員との連絡及び調整にあたります。
3. 書記は学校と役員との連絡及び調整にあたります。
4. 会計は本会の経理事務にあたります。
5. 会計監査は会計事務を監査し定期総会においてその監査報告を行います。
6. 選出チームは会員と役員会との連携及び調整にあたります。
7. イベントチームは会員相互の親睦を深め、会員の教養を向上させる活動を行います。
8. 役員は任期終了後、次年度以降の役員に助言を求められた場合のみ相談にのり、自ら進言はしません。

第3条

役員及びその補欠は次の方法により選出します。

1. 会長は会員のなかから前任の会長が指名し就任を依頼します。但し、立候補者がいる場合はそれを優先します。
2. 副会長、副会長補佐は会員のなかから会長が指名し就任を依頼するか、若しくは会員の互選により選出します。
但し、立候補者がいる場合はそれを優先します。
3. 書記は教頭が就任します。
4. 会計監査は事務長が就任します。

5. 会計、選出チーム、イベントチームは会員のなかから会員の互選により選出します。但し、立候補者がいる場合はそれを優先します。
6. 補欠は優先順位をつけ、会員のなかから会員の互選により選出します。

第4条

役員に欠員が出た場合、次のとおりその後任を選出します。

1. ある理由により会長がその任期を終了できない場合は、副会長のうちひとりがその代理をつとめます。
2. ある理由により副会長、もしくは副会長補佐がその任期を終了できない場合は、任期中に会員のなかからその後任を指名し就任を依頼するか、若しくは役員のうちひとりがその後任となります。但し、残り任期が6ヶ月間に満たない場合は役員会でその対応を協議します。
3. ある理由により会計、選出チーム、及びイベントチームのメンバーがその任期を終了出来ない場合は、その補欠が優先順位に従い就任します。但し、残りの任期が6ヶ月間に満たない場合は役員会でその対応を協議します。
4. 役員が任期中に子息の退学等でその会員の資格を失った場合は、役員会でその対応を協議します。

第5条

1. 本内規は必要に応じて役員会で見直し改定します。
2. 本内規の改定は総会の承認を必要としません。

付則

本内規は平成15年7月3日より実施します。

平成24年2月16日より第4条第3項を改定し、施行します。

平成29年5月18日より第3条の条文及び第6項、第4条の条文、第6条の語彙の修正。

平成30年5月15日より、学校呼称変更に伴い内規名を変更します。

平成31年5月14日より、第2条第9項を追加し、施行します。

令和4年5月20日より第1条、第2条、第3条、第4条を役員組織変更、クラス委員廃止に伴い、修正し、施行します。

以上